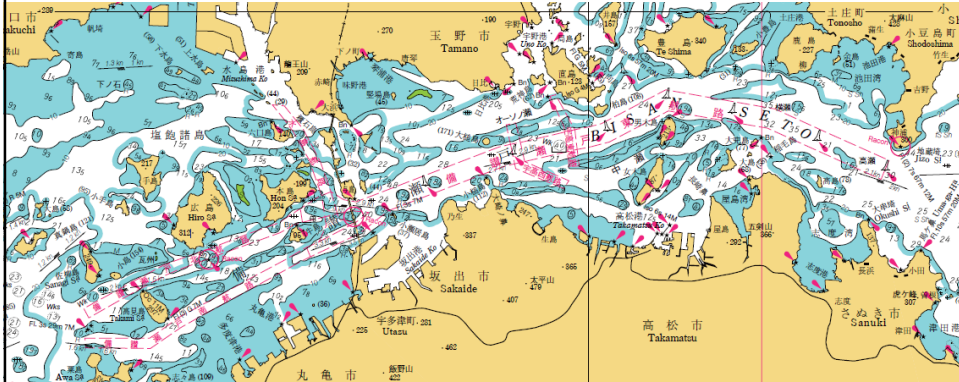


海の交通ルール



海の交通法規をご存知ですか？

海上交通3法

○ 海上衝突予防法

すべての海域で適用される船舶交通の基本ルール

○ 海上交通安全法

海上交通が輻輳する東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を航行する船舶に適用される交通のルール

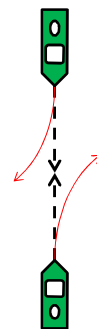
○ 港則法

港内における「交通の安全」と「港内の整とん」のためのルール

海上衝突予防法 (抜粋)

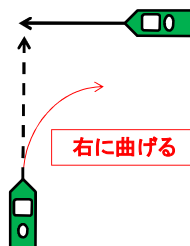
○ 行き合い船の航法

第十四条 二隻の動力船が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合において衝突するおそれがあるときは、各動力船は、互いに他の動力船の左げん側を通過することができるようにそれぞれ針路を右に転じなければならない。(以下略)



○ 横切船の航法

第十五条 二隻の動力船が互いに進路を横切る場合において衝突するおそれがあるときは、他の動力船を右げん側に見る動力船は、当該他の動力船の進路を避けなければならない。この場合において、他の動力船の進路を避けなければならない動力船は、やむを得ない場合を除き、当該他の動力船の船首方向を横切つてはならない。

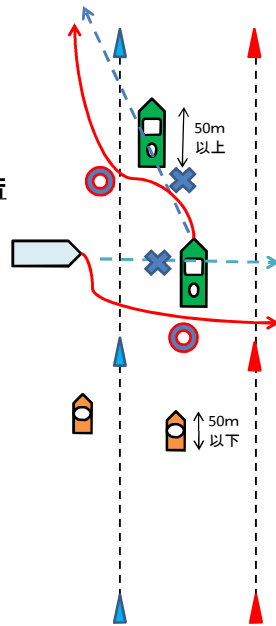


※ 船の種類や状態によって、避航関係が異なります。

海上交通安全法 (抜粋)

○ 航路航行船の優先

第三条 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶...(中略)...は、航路をこれに沿って航行している他の船舶と衝突するおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければならない。



○ 航路航行義務船

第四条 長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶は、航路の附近にある国土交通省令で定める二の地点の間を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該航路又はその区間をこれに沿って航行しなければならない。

※ これらの他、航路ごとの細かなルールが定められています。

港則法(抜粋)

○ 航法

第十四条 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない(右図①参照)。

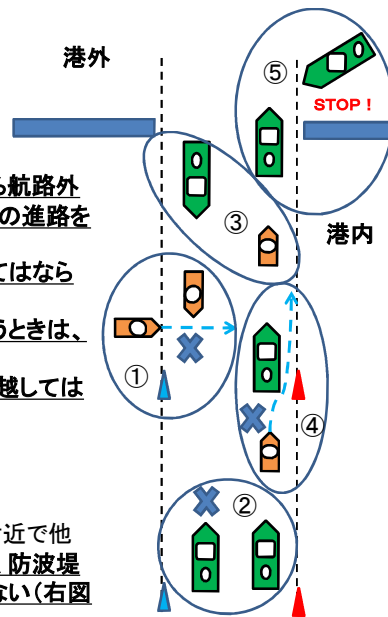
2 船舶は、航路内においては、並列して航行してはならない(右図②参照)。

3 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない(右図③参照)。

4 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない(右図④参照)。

○ 出航船の優先

第十五条 汽船が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会う虞のあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない(右図⑤参照)。



※ 船の種類や場所によって、避航関係が異なります。